

相談者（Aさん） 私は広域行政事務組合消防本部の総務係長をしています。当事務組合は五つの町村から構成されている組合で、地域の消防・救急行政を担っています。今日は、先日発生した消防ポンプ車の交通事故について教えてください。

弁護士 どのような事故だったのですか。

Aさん 先月の三〇日午後八時に町内の民家から火災が発生しました。一一九番通報があったことから、早速消防ポンプ車二台が緊急出動したのです。国道を北上していたのですが、町道との交差点があり、対面信号が赤色だったのです。しかし緊急出動中ですので、交差点に進入したところ、町道を東へ向かっていた普通乗用自動車と衝突したのです。相手の運転手は二〇歳の学生でした。幸い怪我はなかったのですが、お互いの車がかなり損傷しました。

弁護士 対面信号が赤色だったのに、交差点に進入する際、消防ポンプ車はどのような措置を執りましたか。

Aさん 当方の消防ポンプ車はサイレンを鳴らし、かつ赤色灯を点けていました。交差点に進入する前には徐行して交差道路に注意し、「今から消防車が交差点に進入します」とのアナウンスもしているのです。

弁護士 相手方の運転手は、どのように言っ

は、救急車の赤信号における交差点進入について、「赤色灯を回転しサイレンを鳴らしている自車を当然に認識して他車は避譲措置を講ずるものと考えて徐行進入した」として救急車の過失を否定しています。

Aさん 本件では、カーステレオを聞いていたので消防ポンプ車のサイレンやアナウンスが聴こえなかったと主張している点はどうでしょうか。

弁護士 当日の天候はどうだったのですか。

Aさん 曇りでしたが、雨は降っていません。弁護士 ものすごい豪雨で緊急自動車のサイレンやアナウンスが聴こえないというような場合があります。その場合は当然に緊急自動車を認識できるとは限らないので、緊急自動車の注意義務も否定できないと思います。しかしながら、車両を運転する場合に周りの物音を完全にシャットアウトすることはとても危険なことですので、カーステレオの音量のためにサイレンなどが聴こえなかったというのは合理的な理由とは言えないと思います。本件では消防ポンプ車の過失は考えにくいと思います。

Aさん 緊急自動車であっても過失が認められるケースがあるのですか。

弁護士 全く無いわけではありません。例え

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第16回

消防車のサイレンを聴いたなら

ているのですか。

Aさん カーステレオでCDを聞いていたので、サイレンもアナウンスも聴こえなかったというのです。自分の対面信号は青色だったので、それまでのスピード四〇キロメートルでそのまま走行したのであり、消防車といえ

ば静岡地裁

平成一四年

七月四日判

決は救急車の過失を五〇％認めて

いますが、この事案は救急車が赤

信号の交差点に時速五〇キロメー

トルのスピードのまま、



徐行せずに侵入した場合で、しかも見通しの良くない交差点だったようです。

Aさん これは例外的な判決と考えて良いのですか。

弁護士 確かにかなりスピードが出ていたケースなので一般化は出来ません。但しこの判決が次の様な言い方をしていることにも留意して下さい。「緊急自動車は、停止義務が免除されているが、道路の安全に注意して進行すべき義務を負っていることは当然であるし、赤信号にもかかわらず交差点に進入することはそれ自体危険性の高いものであり、それに緊急自動車のサイレン音や警告灯に気づかな

ども赤信号で進入するのだから、そちらの注意が足りなかったという言い分なのです。消防車や救急車には優先性が認められていると聞いているのですが、いかがでしょうか。

弁護士 道路交通法三九条二項は、「緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない」と規定しています。従って、消防ポンプ車は例え赤信号であったとしても停止しなくても良いのです。しかも本件では、きちっと交差道路に注意して徐行をしています。

Aさん 緊急自動車は交差点を通る場合、一般自動車はどのようにしなければならぬのですか。

弁護士 道路交通法四〇条二項によれば、「交差点またはその付近において、緊急自動車は接近してきたときは、車両は交差点を避け、かつ、道路の左側に寄って一時停止しなければならぬ」と規定されています。本件では、相手方の車両は左側にも寄らず一時停止もせずに直進してきたことになりません。

Aさん そうすると、全ての落ち度は相手方の車両にあり、消防ポンプ車の過失は無かったと考えて良いでしょうか。

弁護士 札幌地裁昭和六三年九月一六日判決

い車両もあり得るので、他の車両が当然緊急車両を避譲してくれるものと期待しての安易な予測運転は慎むべきである。」

Aさん 緊急自動車に対して少し厳しすぎる考え方はありませんか。

弁護士 実は私もそのように思います。緊急自動車の関係者は地域住民の生活の安全や生命・健康を守らなければならないという使命感を持って日々働いています。一刻も早く現場に到着する必要があるからこそ、道路交通法上も優先権を認めているわけです。判決の言うような安易な予測運転はもろろんしてはなりません。緊急自動車は近づいてきた場合の他の車両にはこの優先性を十分に理解して避譲してもらうことを徹底して欲しいですね。

Aさん 私もこの前思ったのですが、緊急自動車は近づいてきてもきちんと停まらないうでそのまま走行していく車両が最近増えてきたような気がするのですが。

弁護士 それは私も感じてます。運転者に対する交通法規の一層の徹底が必要ですね。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員